



会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 横山 恵一
(TEL 03-5719-2180)

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行、第三者割当による第 14 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、これらを総称して「本件第三者割当」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本件第三者割当により、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2025 年 8 月 4 日
(2) 発行新株式数	2, 232, 100 株
(3) 発行価額	1 株につき 224 円
(4) 調達資金の額	499, 990, 400 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(1) 調達する資金の額」をご参照下さい。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 G F A株式会社 2, 232, 100 株
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

(1) 割当日	2025 年 8 月 4 日
(2) 新株予約権の総数	100,805 個 (1 個につき 100 株)
(3) 発行価額	1 個につき 322 円 (1 株につき 3.22 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	10,080,500 株
(5) 資金調達の額	2,532,423,210 円 (内訳) ・ 新株予約権発行分 32,459,210 円

	・新株予約権行使分 2,499,964,000 円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、 「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1） 調達する資金の額」をご参照ください。
（6）行使価額	1 株につき 248 円
（7）割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 Seacastle Singapore Pte.Ltd 70,564 個 G F A株式会社 30,241 個
（8）その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。その他詳細については、末尾添付の発行要項をご参照ください。

2. 募集の目的及び理由

（1）資金調達の主な目的

当社は、1984 年の創立以来、社名に表す「イメージ（画像）」に強いこだわりを持ちながら、各々の時代において最先端の製品やサービスを社会に提供してまいりましたが、抜本的な経営改革を目指すミッションとして、「人の健康と地球環境」の分野において、IT 医療と再生可能エネルギー及び環境事業を通じ、お客様の迅速かつ的確な「意思決定」「意志伝達」を支援することで、健康的な長寿社会とクリーンなエネルギー社会の創造に貢献してまいります。そして我々は、お客様及び国内外のパートナーにとって当社が目的を達成するための「存在価値」は何かを常に問い続けてまいります。当社は、常にパートナーとともに顧客本位の観点から何が最適かを考え、お客様からの多種多様な要望に対してクオリティの高いサービスを提供し、顧客満足度を最大化すること、そして強固な信頼関係を構築してまいります。当社は、公明正大な事業運営を基本理念とし、胸を張って正しいと思える仕事を全うします。IT 医療の発展及び持続可能な社会の実現のため、DX（デジタルトランスフォーメーション）等による IT 医療の推進及び地球環境事業の推進を通じて、超高齢化社会における医療業務の効率化とクリーンなエネルギー社会の創造に貢献してまいります。そして我々は、真心を込めて相手に接し、迅速かつ的確なコミュニケーションを通じて、組織全体でリスクを未然に防ぎ、すべての出来事を「必要」「必然」「最高」と捉え、一喜一憂せずに前向きな行動を起こしてまいります。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要事業であるヘルスケアソリューション事業において、政府・総務省が推進する医療 ICT 政策にて「ネットワーク化による情報の共有・活用」「医療等データの利活用」が挙げられております。また、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを踏まえた非常時に備えたサイバーセキュリティ対策の整備医療機関の対象範囲が広がり、医療情報システムのオフライン体制の確保、「医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づく業務継続計画（BCP）」に対応可能な電子カルテ及び医療情報管理システムの重要性も高まっております。

地球環境ソリューション事業においては、COP26 が終了した 2021 年 11 月時点で、154 カ国・1 地域が、2050 年等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明しており、日本国内でも 2050 年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。また、2023 年 11 月に開催された COP28 において、パリ協定の目標達成に向け、「化石燃料からの脱却」という文言及び「原子力 3 倍宣言」が COP 史上初めて成果文書に記載されており、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素エネルギー源の一つとして原子力エネルギーが重要な役割を担うという認識も高まっております。こうした環境下において、当社が手掛けるエネルギー分野への重要性は増しており、当社では、地域及び地球に優しい持続可能な環境配慮型事業創出に注力しております。原子力産業関連分野においては、日本政府は国際原子力機関（以下、「IAEA」といいます。）からの提言を受けて福島第一原子力発電所で貯蔵されている ALPS 処理水をこれまで 11 回にわたって海洋放出しておりますが、廃炉作業は事故から 30～40 年の長期にわたる見通しとされております。そのため、当社も創イノベーション株式会社（以下、「創イノ」と

います。)及び慶應義塾大学理工学部大村研究室(以下、「慶應大村研」といいます。))と共同で研究しておりますトリチウム分離除去技術を、関係団体と共に実用化に向けて引き続き進めてまいります。ESG分野においては、2024年1月16日付「(開示事項の経過)第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第三者委員会から受領した調査報告書において、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引(以下、「本蓄電池取引」といいます。))の実在性に関する指摘を踏まえ、今後本蓄電池取引を行わない方針のもと各社との契約の見直しを行っており、一部の顧客との間で締結した契約について解除を進めております。

2025年9月期半期における当社の業績は、売上高590,687千円、営業損失160,132千円、経常損失162,141千円、中間純損失249,017千円となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりです。
(ヘルスケアソリューション事業)

ヘルスケアソリューション事業の2025年9月期半期の業績は、売上高479,464千円(前年同期比78.6%増)、セグメント利益5,416千円(前年同期は56,624千円の損失)となりました。

当セグメントの業況といたしましては、メディカルシステム分野を中心とした展開を行っておりますが、電子カルテシステムに付随する部門システムの大型案件の納品が完了したことや保守案件の増加、人員配置の見直しや外注費の削減に努めたことにより前中間会計期間と比べ、売上高は増収し、利益については損失から黒字転換となりました。

メディカルシステム分野においては、PACS(医療用画像管理システム)、電子カルテ、RIS(放射線科情報システム)、統合viewer・医用文書スキャンシステム等を継続販売しております。医療機関のDX化が注目を集める中、統合viewerは一画面で患者様の情報が俯瞰できるため情報を探す手間が省け、業務の効率が上がり、医療従事者の働き方改革にも役立つシステムになります。院内に紙媒体で散見する医用文書をファイリングできる医用文書スキャンシステムは、患者様の同意書や各種検査の検査結果用紙等の医用文書にタイムスタンプを付与し原本としてデジタル保存することで膨大な紙文書の保管から解放(ペーパーレス化)を実現いたします。また、セキュリティ対策としてアクセスログ管理システムを提供しています。当中間会計期間では、電子カルテシステムに付随する部門システムの大型案件の納品が完了したことなどにより、前中間会計期間と比べ売上高は増収し、利益については損失から黒字転換となりました。

一方、医療経営管理システム「ONE Viewer」と支払代行サービス「ONE Payment」の販売を新規事業として開始いたしました。「ONE Viewer」は、経営データを一元化し、レセプト請求ファイルや財務情報の収集・分析を行い、結果の可視化を可能とする医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援するシステムで、これまでのシステムでは珍しい医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。このシステムにより医療機関への導入が見込まれ、当社の安定収益の確保に寄与するものと考えております。また、「ONE Payment」は、医療機関を顧客とする卸売企業に対しては売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関に対しては資金の確保を提供する支払代行サービスとなり、医療機関がこのサービスを利用することにより医療機関を顧客とする卸売企業と医療機関の双方にとって経営の安定化が期待されるとともに当社の収益力向上にも寄与する事業であります。これらの新規事業を早期に収益基盤とするべく営業活動に取り組んでおります。

メディカルサプライ分野では、新型コロナウイルス感染症の症状軽減傾向にあり、抗原検査キットの需要は前期に比べ減少しているため、売上高と利益共に前年同期を大幅に下回りました。革新的な医療経営管理システム「ONE Viewer」は、少子高齢化の進行や社会的なニ

ーズの変化に伴い、医療経営が直面する多岐にわたる課題に対応するために販売を開始いたしました。「ONE Viewer」は、様々なデータを一元管理し、容易な財務分析や正確なレセプト請求ファイルの分析を行うことで、効率的な医療経営管理を支援します。また、レセプト請求ファイルや財務情報の集計・分析を可視化し、医療機関経営者の迅速かつ確かな意思決定を支援する、医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。「ONE Payment」は、仕入先と医療機関双方にメリットがある支払代行サービスです。仕入先は売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関は資金の確保によりキャッシュ・フローが改善された経営を実現します。また、「ONE Viewer」とのシームレスな統合により、経営管理と財務管理が一元管理され、効率的な医療機関経営が可能になります。

このような事業環境の中において、「ONE Viewer」に纏わるシステムの開発や、政府のクラウド推進政策に対応した PACS のクラウド化など、システムに係る開発・改良への投資は不可欠です。そのため、本第三者割当て調達する資金の一部については、「（２）調達する資金の具体的な使途 ③ヘルスケアソリューション関連システム開発資金」に記載のとおり、当該システムの開発費として充当する予定です。

（地球環境ソリューション事業）

地球環境ソリューション事業の2025年9月期半期の業績は、売上高111,223千円（前年同期比88.6%減）、セグメント利益213千円（前年同期は1,949千円の損失）となりました。

当セグメントの業績といたしましては、GEO ソリューション分野、エネルギー分野、原子力産業関連分野を中心とした展開を行っておりますが、前中間会計期間と比べ、太陽光発電所の大型売却案件を獲得出来なかったことにより売上高が大幅な減収となり、利益については販売手数料や外注費の削減に努めた結果、損失から黒字転換となりました。

GEO ソリューション分野においては、当社が販売するPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア「PIX4Dmapper」「PIX4Dmatic」、クラウド方式の三次元画像処理サービス「PIX4Dcloud」、スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツールアプリ「PIX4Dcatch」、並びにGNSS受信機「viDoc RTK rover」「EMLID Reach RX」の受注が引き続き堅調に推移し、一定の利益も確保できております。また、従来の取引先である測量・建築業界のみならず、土地家屋調査士、文化財発掘調査等の新たな市場の開拓が進んでおります。また、車載や手持ちで簡単に三次元計測が可能な「マップフォー社」製品の新規取り扱いを開始しており、今後インフラ管理分野への導入を進めてまいります。

エネルギー分野においては、再生可能エネルギー市場の動向に注視しつつ、太陽光発電所等のセカンダリーマーケットにおいて売買活動を継続してまいりましたが、当中間会計期間においては、太陽光発電所の大型売却案件を獲得するには至らず、売上高と利益共に前中間会計期間を下回る結果となりました。

原子力産業関連分野のトリチウム分離除去においては、創イノ及び慶應大村研との共同研究で得られた内容を電力会社との間で質疑応答を重ねながら、実証に向けて進めております。IAEAにテストサンプルとして納入いたしました、高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマッハコーポレーション株式会社（以下、「マッハコーポレーション」といいます。）製の耐放射線CMOSセンサーカメラ2台は、既に、IAEAにおいて試験が行われており、引き続きIAEAと協議を重ね、IAEAの意向に沿った製品への改良を進めてまいります。また、一般社団法人新生福島先端技術振興機構（以下、「新生福島」といいます。）との間で締結した独占販売代理店契約に基づき、同一事象同時検出法を利用して、GAGG（※1）シンチレータを使用した2個の検出器による測定を行うことでトリチウムの信号とノイズを分離し、短時間で微量のトリチウム等が測定可能な連続計測器は視察いただいたIAEA各国代表から

の高い評価を受け、IAEA 及び国内電力会社とも実装のための環境整備等について、協議を継続してまいります。

このような事業環境の中において、トリチウム分離や連続計測といった原子力分野の先端技術に関する開発・評価活動を継続していくためには、海水への耐性強化や高度な配管設備設計などを含む仕様拡張を前提とした、トリチウム連続計測器の実用化に向けた技術開発投資が不可欠です。そのため、本第三者割当て調達する資金の一部については、「(2) 調達する資金の具体的な使途 ⑤原子力産業関連分野開発資金」に記載のとおり、本分野に係る製品開発費として充当する予定です。

※1 GAGG は近年新しく開発されたシンチレータ結晶で、シンチレータ結晶の中では最も発光量が高いとされています。

また、当社は、2019 年 9 月期以降、継続して営業損失を計上しております。ヘルスケアソリューション事業においては、当社が以前より手掛けている医療 IT 商材について、新規需要が減少傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による販売減少も重なり、業績に影響を及ぼしております。地球環境ソリューション事業では、ドローン関連製品等の拡販については堅調であるものの、太陽光発電所の売買等の再生可能エネルギー関連の案件は個別性が高く、案件の発生タイミングを見通しづらいことから、事業全体として安定的な収益確保には至っておりません。また、一部の新規事業では想定通りの成果が得られず、不採算事業の見直し等にも取り組んでおりますが、一定の費用負担を伴っております。こうした要因が重なった結果、営業損失の計上が継続する状況となっております。

2024 年 9 月期には、営業損失 844,815 千円、当期純損失 889,625 千円を計上し、2025 年 9 月期半期においても、営業損失 160,132 千円、中間純損失 249,017 千円を計上する結果となりました。

このような状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況が存在していると認識しております。

当社は、こうした状況を解消または改善するため、2025 年 5 月 30 日付「G F A 株式会社との業務提携契約に関する基本合意書締結のお知らせ」にて開示しました、基本合意の目的は当社と G F A 社が提供する医療関連事業の分野等において、両社の知見及びネットワークその他の経営資源を相互に有効活用し、当該分野における両社の競争力の向上を図るとともに、両社の事業の更なる拡大を行うことを目的として本基本合意を締結いたしました。

このような背景のもと、当社は G F A 社から出資を受けることとなり、資本面でも関係を強化することとなりました。これにより、業務提携による協力関係はさらに深化し、今後は中長期的な視点での共同プロジェクトの推進や、新たな価値創出に向けた取り組みを一層加速させてまいります。G F A 社からは、株式の保有目的が純投資のため、将来的には株式を売却する意向がある旨の共有を受けておりますが、当面は本基本合意に基づく実務的な協業を継続・深化させることを両社で確認しております。

今回の出資は、両社の関係性を「業務上の協力」ととどまらず、「戦略的なパートナーシップ」へと発展させるものであり、今後の企業成長に資する重要なステップと位置付けております。

なお、当社は上記業務提携に加え、当該状況を解消又は改善するべく、以下の対応策を実行することにより、安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤の構築に取り組んでおります。

① 安定的な収益力の向上

(a) 新規事業の安定的な収益基盤の構築

ヘルスケアソリューション事業において、競合他社との価格競争による売上の減少を課題としております。これまでの主軸である電子カルテ、周辺システム等を医療機関の幅広い部門に導入し、導入後も保守サービス等による安定的な収益を確保していくビジネスモデルは、競争激化により既に変革期にあることを踏まえ、これからの事業拡大に向けた取り組みとして、医療機関のニーズが高いシステム領域に絞り、採算重視の効率的な営業活動により販路拡大していくことを目指してまいります。そのひとつとして、医療経営管理システム「ONE Viewer」と支払代行サービス「ONE Payment」の販売を新規事業として開始いたしました。「ONE Viewer」は、経営データを一元化し、レセプト請求ファイルや財務情報の収集・分析を行い、結果を可視化により、医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援するシステムであり、独自の技術や設計により、競合製品との差別化を図っている「医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。このシステムにより医療機関への導入が見込まれ、当社の安定収益の確保に寄与するものと考えております。また、「ONE Payment」は、医療機関を顧客とする卸売企業に対しては売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関に対しては資金の確保を提供する支払代行サービスとなり、医療機関がこのサービスを利用することにより医療機関を顧客とする卸売企業と医療機関の双方にとって経営の安定化が期待されるとともに当社の収益力向上にも寄与する事業であります。これらの新規事業を早期に収益基盤とするべく営業活動に取り組んでおります。

また、地球環境ソリューション事業では、当社と販売代理店契約を締結しているマッハコーポレーション製の耐放射線カメラを IAEA に対して販売しておりますが、IAEA から耐久テストの合格が得られれば、販売台数を大幅に増大させることが期待されるため売上拡大に向けて取り組んでおります。一方で当社と独占販売代理店契約を締結している新生福島のトリチウム連続計測器の実証化に向けて、放射線管理や環境保護のニーズに応え持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

(b) 既存事業の収益力の向上

当社の地球環境ソリューション事業の GEO ソリューション分野において、既存取引先と親和性の高い新たな商材として、株式会社マップフォーが開発した、低コストで高精度な地図作成を行うことが可能な3次元データ計測システム「SEAMS」の販売を開始し、売上拡大を図り営業利益の拡大に取り組んでおります。

そして、当社はGFAと業務提携に関する基本合意書を締結しましたが、GFAは、当社の既存事業である医療分野と親和性のある事業領域に加え、不動産、金融、エンターテインメント、暗号資産取引、Web3 関連サービスなど、多岐にわたる分野で事業を展開しております。本提携により、当社は新たな業種・企業とのネットワークを構築し、これまで接点のなかった市場への販路拡大や、既存事業における新規取引先の開拓が期待されます。こうした取り組みを通じて、既存事業の活性化や収益力の強化、サービスの継続利用促進を図ってまいります。

(c) 不採算事業の選別、事業性の判断

当社の既存事業のうち、将来の事業進捗等を鑑みて、手元資金も考慮した検証と見直しを行っており、現在の経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないと判断されるものについては、撤退や事業売却も視野に入れて検討を進めて参ります。具体的な一例として、ALUCURE 空気清浄機の販売及びレンタル等について

て、正式に撤退はしていないものの、収益性や市場性等を総合的に判断し、会計上すでに棚卸資産評価減をしており、取り扱いの縮小や終了も含めて今後の方針を検討しております。

② 健全な財務基盤の構築

(a) 積極的な資金調達

当社において保有している在庫商品の販売により一定の資金（約 30 百万円）確保を見込んでおりますが、更なる事業の発展を図るうえで、本第三者割当による資金調達を実施することといたしました。また、今後の資金需要に応じては、銀行借入による資金調達が、与信枠の確保や借入コストの負担及び当社の財政状態から困難であることから、金融機関借入以外の社債等の手段も含めたデットファイナンスも視野に入れて、引き続き幅広い資金調達の検討、協議を進めて参ります。

(b) 販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

当社では顧問契約、業務委託契約及びその他の各種契約や経費の見直しを行い、翌事業年度における販売費及び一般管理費について一定規模の経費削減（約 50 百万円）を予定しております。これらの実現により固定費の削減が進み、利益率の改善による営業利益の確保しやすい体制にしていまいります。

(c) 管理体制の確固たる強化

当社は、2024 年 10 月に株式会社東京証券取引所に改善状況報告書提出しており、管理体制の強化を推進しております。今後も確固たる管理体制構築に向けて全社一丸となって推進していき無駄なコストを最大限に削減された態勢を目指すべく取組を実施しております。具体的には、業務フローの DX 化など基本として、業務の効率化をメインに行うことやペーパーレスを推進し出費などを抑制する態勢を目指しております。

このように安定的な収益力の向上ならびに健全な財務基盤の構築といった施策を加速化させるべく当社は取り組みを進めてまいります。

当社の現在の財務状況は、2025 年 3 月末時点の現預金残高は 291,593 千円、有利子負債残高 11,200 千円であり、自己資本比率は約 39.2%程度の状況であり、2025 年 9 月期半期においては、依然として営業損失 160,132 千円が営業損失を計上しております。これまでの継続的な赤字決算により資金繰りが逼迫しており、早期に資金調達が必要であると認識しております。資金調達の方法として、資金使途の性質や、当社の財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融による資金調達の早期実現が必須不可欠であると判断いたしました。さらには、本第三者割当を行うことによって、運転資金及び事業資金の確保だけではなく、財務状況の安定化と当社純資産の更なる増強により財務体質の改善が実現できるものと考えております。

当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、運転資金及び事業資金の確保だけではなく、財務状況の安定化と当社純資産の更なる増強により財務体質の改善といった目的を達成するために、議決権比率ベースで 114.82%と希薄化が生じながらも本第三者割当による資金調達を行うことが、当社グループの株式価値向上に資する最良の選択であり株主価値の向上につながるものと判断しております。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社の資金需要につきましては、後述に記載のとおりであります。資金調達の方法としては、運転資金及び事業資金の確保だけではなく、財務状況の安定化と当社純資産の更なる増強により財務体質の改善を目的としており、資金使途の性質や、当社グループの財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。具体的には、新規の銀行借入による資金調達が、与信枠の確保や借入コストの負担及び当社の財政状態から困難であると考えられることから、既存株主の皆

様の株式保有割合希薄化が生じることが懸念されるものの、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことと判断いたしました。

そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。直接金融による調達方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツイシュー等がありますが、当社事業がなお推進途上にある中で、全ての株主や新株予約権者から追加的な資金を調達することは容易ではないことから合理的ではないと判断いたしました。

また、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間が第三者割当による新株式及び新株予約権の発行と比較し多大にかかることや、必要資金の調達規模と現在の当社の経営成績、株価動向、株式流動性等から引受証券会社を見つけることは困難であることから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキームは、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

また、当社は、下記「本新株予約権の特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに前段に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームは妥当であると判断しております。

なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段による資金調達を実施する可能性があります。また、本新株予約権を発行することとした具体的な理由は、当社の事業計画全体に必要なとされる資金規模が一定程度大きいことにあります。割当先との交渉の中で、割当先より、一度に全額を抛出するのではなく、段階的に投資を行いたいとの意向が示されました。これを受けて、当社としても、安定的かつ柔軟な資金調達手段として、本新株式の発行による即時調達に加え、本新株予約権の発行による段階的な資金調達が可能となる本スキームを採用するに至りました。このような経緯により、本新株式の発行に加え、本新株予約権の付与が必要となりました。なお、本新株式のみとした場合、今後の事業展開を予定する資金使途金額を十分に確保することができないためであります。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権による資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、MSCB や MS ワラントと比較して既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制と、機動的な資金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

①行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は248円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

②買取請求権（取得条項）

本新株予約権には、割当日以降いつでも、2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当社は本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、一定の条件が満たされた場合、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、当社の資本政策の柔軟性を確保すること並びに割当予定先の行使促進を促すという観点からも、本新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定しておくことは、当社にとっては必要であると考えております。

③譲渡制限

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

[デメリット]

①当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

②株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず、想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

③割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先が当社普通株式に対する保有方針は2社ともに純投資であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤急速な希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、合計10,080,500株の新株式が交付されるため、既存株式の急速な希薄化が生じる可能性があります。

(3) 過年度の決算内容の訂正及び課徴金について

前記「2. 募集の目的及び理由の(1) 資金調達のための主な目的及び(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」の状況の中で当社は、2024年1月16日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同年1月31日には、過年度の決算内容の訂正を公表いたしました。

また、鹿児島県霧島市に所在する建物付き土地案件の固定資産評価に係る2020年9月期における当社の会計処理に関して、外部機関より会計処理の一部に疑義があるとの指摘を受けました。これを受け、当社は自主点検チームによる調査を実施し、2025年1月9日に自主点検報告書を受領した結果、不適切な会計処理が判明したため、過年度の決算内容の訂正を公表いたしました。

こうした一連の事案を真摯に受け止め、当社では内部管理体制の見直しを進めるとともに、経営体制の健全性を維持するため、早急かつ安定的な資金基盤の確保の対応が急務となりました。

なお、当社は、証券取引等監視委員会より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けておりましたが、2025年3月28日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の計上見込みに関するお知らせ」にて開示しましたとおり、同日付で、下記の有価証券報告書等に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する6,507万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。そして、2025年4月16日付「課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」にて開示しましたとおり、金融庁長官から2025年4月11日付の審判手続開始決定通知書を2025年4月14日に受領し、当該課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出しました。さらに、2025年5月21日付の納付期限2025年7月22日とする課徴金納付命令決定書の謄本および納付告知書を受領したことを、2025年5月22日付「金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ」にて開示しております。今後、当社は、金融庁から発出された課徴金納付命令及び納付告知に従い、当該課徴金を国庫に納付いたします。また、当社は、当該課徴金相当額(65,070千円)を、2025年9月期半期決算(2025年1月1日～2025年3月31日)に、特別損失として計上しております。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われ、また、金融庁から課徴金納付命令が発出されたことを真摯に受け止め、対応してまいります。株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

有価証券報告書

第37期 2020年9月期(自2019年10月1日 至 2020年9月30日)

第39期 2022年9月期(自2021年10月1日 至 2022年9月30日)

有価証券届出書

2021年2月18日提出の有価証券届出書

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	3,032,413,610円
(内訳)	
本新株式の発行	499,990,400円
本新株予約権の発行	32,459,210円
本新株予約権の行使	2,499,964,000円
②発行諸費用の概算額	18,756,567円

③差引手取概算額 (①－②)	3,013,657,043 円
----------------	-----------------

- (注) 1. 本新株式の払込金額の総額 499,990,400 円
 本新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 2,499,964,000 円
2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりです。
- ・登記費用：10,500,000 円
 - ・割当予定先予定先等調査費用：2,256,567 円
 - ・新株予約権価格算定費用：1,125,000 円
 - ・有価証券届出書作成等支援業務費用：4,875,000 円
4. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業の業のリスケジュール及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
① 当社の運転資金	500	2025年8月～2026年8月
計	500	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
① 当社の運転資金	200	2025年8月～2026年8月
② ヘルスケアソリューション関連システム開発資金	140	2025年8月～2027年8月
③ アリスタゴラVCイスラエル・テクノロジーL.P. (ファンド) への出資資金	160	2025年8月～2027年8月
④ 原子力産業関連分野開発資金	300	2025年10月～2028年9月
⑤ M&A資金	1,713	2025年10月～2027年3月
計	2,513	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

① 当社の運転資金

当社の現在の財務状況は、上述のとおり、運転資金が不足している状況であります。そ

のため、当社の販売費及び一般管理費（人件費 477 百万円、本社家賃 59 百万円、システム改修費及びその他等 200 百万円）約 736 百万円に必要な運転資金として本第三者割当による調達資金のうち、本新株式の発行により調達した資金から 500 百万円及び本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金から 200 百万円を充当することを予定しております。

② ヘルスケアソリューション関連システム開発資金

当社の取引先である医療機関が抱える問題点として、経営状況のリアルタイムでの把握が困難なこと、また人的なリソースにも限界があるということが数多く挙げられております。このような医療機関に対し、当社が開発し、2024 年 10 月より販売開始した医療機関向け経営管理システム（ONE Viewer）により、レセプト請求データと会計データを連携させることによって、経営管理体制の見える化¹を実現させ、また、クラウドシステムを導入することにより、タイムリーに経営管理体制を把握できるようになりました。当社は、医療機関の健全経営に役立つシステムやサービスを提供するため、医療経営管理システム（ONE Viewer）に纏わるシステムである、医療機関向け物流管理システム（SPD）²について 2025 年中を目標として開発を行う予定です。

さらには、医療機関の収入源である治療費収入は、保険診療が多く占めるため、入金時期のタイムラグがあることから医療機関の資金繰りが困難な状況にあります。当社が開発した医療機関向け経営管理システムにより、医療機関の経営管理を実現するだけでなく資金繰りの手助けとなる医療経営支援（ONE Payment）にも着目し、医療用商材の資金の流動加速化を実現してまいります。

また、当社の主軸である医療画像データシステム（PACS）及び放射線部門情報システム（RIS）は、オンプレミスによるシステム³が主要になっておりますが、今後、政府の指針により推進されていることからクラウドを推進し、更に利便性を向上させて売上拡大を目指してまいります。

具体的には、2025 年 8 月頃より PACS システムクラウド化に約 6 百万円、2025 年 10 月頃より、SPD システム開発に約 88 百万円、2026 年 1 月頃より RIS システムクラウド化に約 70 百万円を予定しております。これらの開発等に必要な資金 164 百万円については、本第三者割当による調達資金のうち、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金から 140 百万円を充当することを予定しております。

③ アリスタゴラ VC イスラエル・テクノロジー L.P.（ファンド）への出資資金

当社は、2023 年 1 月 31 日にアリスタゴラ VC イスラエル・テクノロジー L.P.（ファンド）（以下、「本ファンド」といいます。）と出資契約を締結し出資しております。本ファンドは主としてイスラエルのスタートアップ企業（医療、企業向けソフトウェア、E コマース、AI 関連企業等）と日本企業との連携ニーズ拡大を背景に、イスラエルの先端テクノロジー（医療技術、サイバーセキュリティ、AI 等）に投資を行うケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドとなります。当社は本ファンドに出資することで、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的に得られることになり、さらにその中から当社グループの事業領域で

¹ レセプト請求データは患者様の医療行為の対価が分かる情報、会計データは損益がわかる情報となり、医療行為の増大によって会計データの費用項目との確認が一つのシステム内で確認できることから見える化として表現しております。一例として、医療行為が増加しているが、看護師給与が変動していないなどわかることで看護行為がひっ迫していることに事務局長などが直ぐに把握できる状況となります。

² 病院内の在庫をリアルタイムで把握が可能となり、無駄や欠品を防ぐ事が出来ることで、業務負担の軽減とコスト削減が図れるシステムとなります。

³ オンプレミス（on-premises）は、病院内もしくは当社内にサーバーを設置してネットワーク機器を保有することで使用する形式のものとなります。

あるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能になることから出資を決定しました。また、これらの情報を現地に駐在員事務所等を開設して収集しようとするれば、毎年数千万円単位で費用が発生しますが、この当該ファンドへの投資によって費用を掛けずに情報収集が出来、必要に応じて興味のある企業へのアクセスも可能となります。

本ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の出資コミットは 3,000,000 米ドルである中、当社はこれまでに 1,980,000 米ドルを出資しております。キャピタルコールの未実行額 1,020,000 米ドルの実行時期については未定であります。契約書上の投資期間は 4 年となっており、2023 年 1 月に投資契約締結後、これまでの投資期間は約 2 年になります。併せてこれまでのキャピタルコールの実績（金額と期間）を考慮すると、今後約 2 年間で実行される可能性があることから、支出予定時期を 2025 年 8 月から 2027 年 8 月としております。

これらの出資資金として、本第三者割当による調達資金のうち、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金から 160 百万円（1,020,000 米ドル）を充当することを予定しております。

④ 原子力産業関連分野開発資金

東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」といいます。）の公募「多核種除去設備等で浄化処理した水からトリチウムを分離する技術」については、創イノ及び慶應大村研と取り組んでおります。東京電力・廃炉プロジェクトホームページで、2022 年 3 月 10 日に公開されている「ALPS 処理水等からトリチウムを分離する技術の公募に関わる第 1 回募集の二次評価と第 2 回募集の一次評価について」（p.3）に記載されている、東京電力及び第三者による「フィージビリティスタディ」に関するプロセスにおいて、東京電力から当社との「フィージビリティスタディ」を開始するとの連絡がありました。これを受けて、今後は「フィージビリティスタディ」に本格的に取り組んでおります。今後も継続して取組むことにより開発資金を要するものであります。

当社と独占販売代理店契約を締結しております新生福島はこれまで ALPS 処理水中に含まれているトリチウム計測の技術開発を継続してきていましたが、昨年、個体シンチレータを利用したトリチウム連続計測器（以下、「本システム」といいます。）の開発に成功しました。本システムはトリチウム以外の β 線核種の計測も可能であり、今後も他核種の連続計測器の開発を続けていく予定をされております。

地球環境ソリューションを主要事業としている当社は、ALPS 処理水の安心・安全を確保するためには、本システムが必要であると考えており、新生福島が開発・製造した本システムの販売を前提とし、本システムの実証機（試作で製造されているものとなり、ALPS 汚染水の海洋放出基準 6 万 Bq/L のスクリーニング装置）を 1 台約 320 百万円で製造し、海水に耐えうる配管などの制作設置などのスペック向上を目指し実用化させ、販売に繋げてまいります。これにより、当社はこの先端技術を国内のみならず国外にも広く提案及び提供していくことで、放射線管理や環境保護のニーズに応え、より持続可能な社会の実現に貢献するため、本システムの開発資金として 300 百万円（着手金、中間金、納品時の三分割を想定）を予定しております。これらの開発等の資金として本第三者割当による調達資金のうち、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金から 300 百万円を充当することを予定しております。

⑤ M&A 資金

当社の現在のプロダクト（医療画像データシステム PACS 及び経営管理システム ONE Viewer）を最大限に有効活用させ、事業シナジーの拡大に向けて、積極的な M&A を推進していきます。当社は、ヘルスケアソリューション事業分野で画像データシステムの開発、経営状態を可視化するシステムの開発などの自社においてシステムを開発してきた強みがあると考えており、より強固なものとするべく物流関連業界などの他業界にも精通したシステム開発会社の買収、主力のヘルスケアソリューション事業の取扱い品目を増やし、当

社取引先への新たな商材の販売促進を行うべく医療機器販売卸事業者等の買収を進めてまいります。候補先のソーシングについては初期的には当社役員陣の人的つながりを優先的に検討しておりますが、必要に応じては仲介会社の利用も検討しております。現在、ソフトウェア関連（Q&A を先方企業と実施）、IT 人材派遣（エンジニアスキル調査中）など検討をおこなっており、エンジニアのスキルチェックや当社との事業シナジーを検証しております。また、現時点において具体的に検討を進めているものの決定した案件はございませんが、良い案件があれば積極的にかつ早期に進めていくことを考えております。具体的な資金使途が確定した場合は、適時適切に開示いたします。

この状況を踏まえ、将来のM&A機会に柔軟に対応できる体制を整えておくことが重要と考えております。M&Aは案件の発生タイミングが不確実であるため、即応可能な資金をあらかじめ確保しておくことが重要と考えております。資金を事前に有していることで、競合他社に先駆けた交渉や買収対象企業・金融機関等からの信頼獲得にもつながり、結果として案件成約の可能性を高める効果が期待されます。さらに、案件の検討段階においても、デューデリジェンス費用、外部専門家（FA や弁護士）への報酬、社内体制整備費用など、初期投資が必要となるため、現時点での資金調達合理的な判断であると考えております。

現在検討している買収候補は2～3社程度であり、各社につき総額5億円～10億円の買収を想定しております。このため、全体として約18億円程度の買収資金を見込んでおり、これらの資金として1,713百万円を予定しており、当該資金として本第三者割当による調達資金のうち、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達した資金から1,713百万円を充当することを予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、健全な財務基盤の構築及び安定的な収益力の向上を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 本新株式

当社は、割当予定先との間で本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2025年7月16日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値248円を基準とし、直前取引日の終値である248円から9.68%ディスカウントした224円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を9.68%といたしました。ヘルスケアソリューション事業においては、当社が以前より手掛けている医療IT商材について、新規需要が減少傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による販売減少も重なり、業績に影響を及ぼしました。地球環境ソリューション事業では、ドローン関連製品等の拡販については堅調であるものの、太陽光発電所の売買等の再生可能エネルギー関連の案件は個別性が高く、案件の発生タイミングを見通しづらいことから、事業全体として安定的な収益確保には至っておりません。また、一部の新規事業では想定通りの成果が得られず、不採算

事業の見直し等にも取り組んでおりますが、一定の費用負担を伴っております。こうした要因が重なった結果、2019 年 9 月期以降、継続して営業損失を計上しており、2023 年 9 月期には、営業損失 661,782 千円、当期純損失 659,130 千円を計上し、2024 年 9 月期においても引き続き営業損失 844,815 千円、当期純損失 889,625 千円を計上する結果となったこと、2025 年 9 月期半期においても引き続き営業損失 160,132 千円、当期純損失 249,017 千円を計上する結果となったこと、さらにこのような状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況が存在していることを勘案し、割当予定先からの発行価額における 10%程度のディスカウントの打診を受け、日証協指針に準拠する 10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の当該直近営業日までの 1 カ月間の終値平均である 265.14 円から 15.52%のディスカウント、当該直近営業日までの 3 カ月間の終値平均である 243.52 円から 8.01%のディスカウント、当該直近営業日までの 6 か月間の終値平均である 258.93 円から 13.49%のディスカウントとなっております。

本新株式の発行価額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）に照らせば、会社法第 199 条第 3 項に定める特に有利な金額による発行に該当することはないことから、1 株当たりの払込金額を 224 円として、第三者割当による本新株式の発行を行うことといたしました。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員 3 名全員（うち社外取締役である監査等委員の数：3 名）から本新株式の発行価額については、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、日証協指針も勘案されていることから、有利発行に該当せず、適法である旨の意見が述べられております。

① 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（所在地：東京都港区西麻布三丁目 19 番 13 号、代表者：代表取締役 三平慎吾）（以下、「エースター」といいます。）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価 248 円（2025 年 7 月 16 日の終値）、行使価額（248 円※直前取引日の終値である 248 円と同額）当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート 0.844%）、ボラティリティ（42.48%）、クレジット・コスト（22.86%）及び 1 日当たりの売却可能株式数（直近 3 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり日次売買高の中央値（215,900 株）の 10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2025 年 8 月 5 日から 2028 年 8 月 4 日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を 322 円（1 株当たり 3.22 円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1 日当たりの売却可能株式数（直近 3 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり日次売買高の中央値（215,900 株）の 10%）を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、当該機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間で協議を経て本新株予約権の 1 個の発行価額を当該評価額と同額の 322 円としました。

なお、本新株予約権の行使価額は本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの 1 カ月間の終値平均である 265.14 円から 6.46%のディスカウント、当該直近取引日までの 3 カ月間の終値平均である 243.52 円から 1.84%のプレミアム、当該直近取引日までの 6 か月間の終値平均である 258.93 円から 4.22%のディスカウントとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員 3 名全員（うち社外取締役である監査等委員の数：3 名）全員から、エースターは、本新株予約権に係る有価証券届出

書の作成支援を行っておりますが、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ 2,232,100 株（議決権数 22,321 個）及び 10,080,500 株（議決権数 100,805 個）の合計 12,312,600 株（議決権数 123,126 個）となり、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 10,803,600 株（議決権数 107,290 個）に対して、本新株式の発行により 20.66%（議決権比率 20.80%）、本新株予約権の発行により 93.31%（議決権比率 93.96%）の合計 113.97%（議決権比率 114.76%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が 25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を「5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」の資金使途に充てることにより、当社企業価値の向上に資するものと考えており、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができていることから、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、本新株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 12,312,600 株を行使期間である 3 年間（245 日／年営業日で計算）で売却とした場合の 1 日当たりの数量は 16,752 株となり、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高 376,233 株の 4.45%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを書面にて確認していることから、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的となるよう引受先からも配慮されているものと考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、流通株式数の増加が見込まれるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①Seacastle Singapore Pte.Ltd.

① 名 称	Seacastle Singapore Pte.Ltd.
② 所 在 地	60 Paya Lebar Road #08-06 Paya Lebar Square Singapore 409051
② 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 Tang Koon Heng
④ 事 業 内 容	海運管理業務及びファイナンス
⑤ 資 本 金	50,000 シンガポールドル
⑥ 設 立 年 月 日	2006 年 11 月 9 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	1,000,000 株
⑧ 決 算 期	12 月末

⑨	従業員数	5 人		
⑩	主要取引先	一般法人		
⑪	主要取引銀行	DBS 銀行、OCBC 銀行		
⑫	大株主及び持株比率	Tang Koon Heng 100%		
⑬	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	該当事項はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑭	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	(単位：シンガポールドル)			
	決算期	2021 年 3 月期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期
	純 資 産	199, 182	190, 606	178, 454
	総 資 産	1, 099, 972	1, 259, 205	5, 906, 368
	1 株 当 たり 純 資 産	0. 20	0. 19	0. 18
	売 上 高	—	132, 000	564, 188
	営 業 利 益	—	12, 000	24, 188
	経 常 利 益	△833, 772	△8, 576	△12, 152
	親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	△833, 772	△8, 576	△12, 152
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△0. 83	△0. 01	△0. 01

(注)「割当予定先の概要」欄、「提出者と割当予定先との間の関係」欄は、別途時点を明記していない限り 2025 年 7 月 10 日現在におけるものであります。

②G F A株式会社

① 名 称	G F A株式会社
② 所 在 地	東京都港区南青山二丁目 2 番 15 号
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 松田 元
④ 事 業 内 容	金融サービス業 サイバーセキュリティ事業 空間プロデュース事業 ゲーム事業 運送事業
⑤ 資 本 金	1, 702, 224 千円
⑥ 設 立 年 月 日	2002 年 1 月 8 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	25, 970, 219 株
⑧ 決 算 期	3 月末
⑨ 従 業 員 数	331 人
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体
⑪ 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行
⑫ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	SEACASTLE SINGAPORE PTE. LTD. 12. 59% PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED 3. 88% 野村證券株式会社 2. 31% 濱野 晃浩 1. 83% 合同会社 CP1 号匿名組合口 1. 20% 日本証券金融株式会社 1. 09%

	楽天証券株式会社	0.94%	
	井川 満	0.92%	
	西村 浩	0.85%	
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	当社普通株式 181,800 株を保有しています。（2025 年 3 月末時点）		
人 的 関 係	G F A株式会社の従業員 1 名が当社の委任型執行役員として兼務しております。		
取 引 関 係	2025 年 5 月 30 日付「G F A株式会社との業務提携契約に関する基本合意書締結のお知らせ」にて公表した業務提携契約に関する基本合意書を締結しております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態（連結）			
決算期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
純 資 産	1,313,694 千円	184,919 千円	2,795,390 千円
総 資 産	5,683,018 千円	4,512,622 千円	7,785,459 千円
1 株 当 た り 純 資 産	236.80 円	9.14 円	101.41 円
売 上 高	2,353,302 千円	4,174,719 千円	3,311,839 千円
営 業 利 益	△1,927,685 千円	△2,146,484 千円	△2,616,876 千円
経 常 利 益	△2,068,191 千円	△2,397,523 千円	△3,400,725 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	△2,254,363 千円	△2,459,132 千円	△4,411,879 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	△633.71 円	△426.36 円	△337.58 円
1 株 当 た り 配 当 金	－	－	－

(注)「割当予定先の概要」欄、「提出者と割当予定先との間の関係」欄は、別途時点を明記していない限り 2025 年 7 月 10 日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先を選定した理由

① Seacastle Singapore Pte.Ltd

Seacastle Singapore Pte.Ltd (以下、「Seacastle」といいます。)は、海運業及びファイナンス業を行っているシンガポールの会社です。これまで日本上場企業への投資、資金調達に寄与した実績があり、G F A 株式会社 (以下、「G F A」といいます。)にも投資した実績があります。2023 年 12 月 28 日付で発行した第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換価額修正条項付) 並びに行使価額修正条項付き第 12 回新株予約権及び第 14 回新株予約権発行の引受先であります。その後、2025 年 1 月 8 日開催の取締役会決議に基づく第三者割当により発行した新株式及び、第 16 回新株予約権及び第 17 回新株予約権の割当先として、既に引受及び払込実績を有しております。Seacastle が G F A の第三者割当を引き受けた具体的な経緯ですが、2022 年 12 月頃に株式会社 Day one partners (以下、「Day one partners」といいます。)(所在地：東京都千代田区神田和泉町一丁目 6 番 16 号 事業内容：セールスコンサルティング事業・メディア事業等)の当時の代表取締役の伊東快氏 (以下、「伊東氏」といいます。))から G F A の当時の代表取締役で、現専務取締役である片田朋希氏 (以下、「片田氏」といいます。))が Seacastle の紹介を受けております。2023 年 6 月頃に G F A の財務状況から本第三者割当の検討を始めるにあたり、片田氏が伊東氏に対して割当先を探している旨を相談したところ、Seacastle 社の代表者である Tang Koon Heng 氏 (以下、「Tang 氏」といいます。))とのミーティングのセッティングを受け、その後、片田氏が G F A の経営方針及び資金ニーズ及び本新株予約権付社債

及び本新株予約権のスキームを 2023 年 7 月中旬に説明したところ、2023 年 7 月下旬に賛同を得て、2023 年 12 月 28 日付で発行した新株予約権付社債並びに行使価額修正条項付き新株予約権及び新株予約権による第三者割当の引受先に選定となりました。

2025 年 1 月 8 日付で発行した第三者割当についても、G F A が Day one partners 経由で Seacastle に再度相談し、2024 年 9 月下旬に賛同を得て、新株式及び新株予約権による第三者割当の引受先に選定となりました。

後述のとおり、本第三者割当の引受先の 1 社である G F A の片田氏より 2025 年 1 月上旬にファンドマネージャーである Tang 氏と調整いただき、2025 年 2 月に同社からの紹介により接点を持つようになりました。2025 年 2 月上旬に Tang 氏が国外におられることから ZOOM によるミーティングのセッティングを受けました。このミーティングでは当社の経営方針・経営戦略、当社事業の将来性等について説明をし、その後の ZOOM によるミーティングでは当社の資金ニーズや成長戦略について説明を行い、2025 年 2 月中旬に賛同を得て、新株予約権による本第三者割当の引受に応じていただきました。本第三者割当による本新株予約権については割当予定先が純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであることを口頭で確認しているから、同社を割当予定先として適切と判断し選定しております。

② G F A 株式会社

当社は、当社取引先である東京フィナンシャル・アドバイザーズ（所在地：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号）の代表取締役である能勢元氏の紹介により、2024 年 8 月に G F A 専務取締役である片田氏の紹介を受け、2024 年 10 月に当社代表取締役である川倉歩（以下、「川倉」といいます。）との面談を実施し、当社の経営方針・経営戦略、当社事業の将来性等について説明をし、2025 年 1 月に当社から片田氏に対して新株式及び新株予約権の引受に係る打診を行いました。打診する前に社内では、資金調達の目的と必要額の明確化、事業計画・成長戦略の精査、出資を受けた後の経営への影響等を検討しております。その後、数度の電話等による話し合いを経て片田氏に承諾を頂き、2025 年 2 月に当社は片田氏より新株式及び新株予約権発行の提案を受け、この時に Seacastle も割当先とする旨の提案を受けております。なお、話し合いの中では当社の資金ニーズや成長戦略について説明を行い、片田氏にご理解をいただいております。当社としては、成長戦略において有益な協力関係が築け、当社の企業価値向上に資する可能性があることから、割当先として適切と考えておりますし、G F A においては、東京証券取引所スタンダード市場に上場する会社であり、傘下に子会社を 10 数社持ち多様な事業に投資を実行していること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として適切と判断し選定しております。

（3）割当予定先の保有方針

① Seacastle Singapore Pte.Ltd

割当予定先である Seacastle は、新株予約権の発行により取得する当社普通株式について当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期であります。市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、当社の代表取締役である川倉が、Seacastle の代表取締役である Tang 氏に ZOOM によるミーティングで、口頭により確認しております。

② G F A 株式会社

割当予定先である G F A は、基本的に純投資を目的としており、割当予定先も本件第三者割当により自身が受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、当社の代表取締役である川倉が、G F A の専務取締役である片田氏に口頭で確認しております。また、当社は割当予定先から、本新株式の払込期日から 2 年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、

及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を払込期日までに取得する予定であります。また、新株予約権の発行により取得する当社普通株式について当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有期間は短期であります。市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、当社の代表取締役である川倉が、G F A の専務取締役である片田氏に口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①Seacastle Singapore Pte.Ltd

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し(2025年7月8日付)及び証券口座の写し(2025年7月8日付)により、Seacastle としての運用資金が合計 189 百万円を超える残高を現時点で保有していることを確認しております。

なお、Seacastle における運用資金は流動性が高く、即時売却可能な上場株式等の金融資産を保有していることから、本新株予約権の発行に際して、また本新株予約権の行使にあたっては即時に動かせる運用資金であることをファンドマネージャーである Tang 氏より伺っております。本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明を Tang 氏より当社の代表取締役である川倉が口頭にて確認しております。

②G F A株式会社

当社は、割当予定先から提出を受けた 2024 年 12 月 25 日～2025 年 7 月 16 日までの取引履歴の写し、同年 1 月 14 日～同年 7 月 16 日までの取引履歴の写し、同年 6 月 9 日～同年 7 月 16 日までの取引履歴の写し、同年 4 月 1 日～同年 7 月 16 日までの取引履歴の写しの受領により、割当予定先が現預金 832 百万円を保有していることを確認しました。これにより、本新株式の引き受け及び本新株予約権の払込みに要する資金が確保されていることを確認しております。資金原資の内、430 百万円については借入金であり、借入先はバイオセラミック株式会社(住所：東京都港区六本木二丁目 2 番 7 号クレール六本木 304、代表取締役 櫻井重彰 以下、「バイオ」といいます。)になります。G F A とバイオとの関係についてですが、G F A の専務取締役である片田氏は、G F A の代表取締役に就任する以前、複数の証券会社に所属しており、当時の顧客であった方の一人がバイオの代表取締役である櫻井氏であります。2025 年 5 月初旬頃、別案件でミーティングをした際に、片田氏から櫻井氏に、第三者割当増資の引き受けに関して相談したところ、櫻井氏より引き受けではなく、1 年程度の短期間の貸付が可能という内容で回答を受領しました。今回、改めて櫻井氏に借入について打診したところ快諾をいただき借入を行っており、G F A とバイオは初めての取引となります。また、当該借入契約は二契約となり、契約条件については契約①が(金額：80 百万円、利息：年 1 %、担保：無し、返済期日：2025 年 12 月 25 日)、契約②が(金額：350 百万円、利息：年 15 %、担保：無し、返済期日：2025 年 12 月 25 日)となります。2025 年 7 月 16 日以降の支出により、現預金残高が減少した場合には、割当予定先は、借入により得られる資金を原資として充当する意向である旨を、口頭にて確認しております。また本新株予約権の行使に係る資金が 2025 年 7 月 16 日の時点では確保されておきませんが、短期間で売却を目標とし、本新株予約権の行使及び売却により資金を確保する意向である旨を G F A の専務取締役である片田氏より口頭にて確認しております。

(5) 割当予定先の実態

①Seacastle Singapore Pte.Ltd

当社は、割当予定先であるシンガポール法人(以下、「割当予定先等」といいます。))について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役 小坂橋仁)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。なお、Seacastle Asset Management Pte.Ltd.が運用を行うファンドにおいては、ファンドの出資者はファンド側の守秘義務契約により非開示であるため、把握できておりませんが、出資者が反社会勢力でない旨は、ファンド独自のコンプライアンスにて確認をしており、その結果を経てシンガポールの金融庁に登録をしていることから確認をしております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

②G F A株式会社

当社は、割当予定先であるG F Aが、2025年7月4日付のコーポレートガバナンス報告書 IV内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況において、「反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。また、新規取引先については、原則として日経テレコンを用いて情報収集を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。」との記載を確認しております。また、当社は、割当予定先が「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを割当予定先からのヒアリング等により確認しております。

(6) 株券貸借に関する契約

割当予定先であるG F Aは、株式会社ユニ・ロット及び株式会社ジェンスとの間で株式貸借に関する契約を締結しています。

株式会社ユニ・ロット：貸借株数(上限)：745,000株、契約期間2025年6月4日～2026年6月3日

株式会社ジェンス：貸借株数(上限)：368,700株、契約期間2025年6月4日～2026年6月3日

G F Aは、本新株予約権の行使を円滑に進める目的で、当社普通株式の貸株を活用する予定です。ただし、本新株予約権の行使によって取得する予定の当社普通株式の数量の範囲を超えて、空売りを目的として当社普通株式の貸株を使用することはありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2025年3月31日現在)		募集後	
株式会社ユニ・ロット	6.90%	G F A株式会社	33.86%
日本証券金融株式会社	3.44%	株式会社ユニ・ロット	4.64%
株式会社ジェンス	3.41%	日本証券金融株式会社	2.31%
古屋 雅章	2.78%	株式会社ジェンス	2.30%
東京短資株式会社	2.33%	古屋 雅章	1.87%
G F A株式会社	1.68%	東京短資株式会社	1.57%
福原 陸	1.42%	福原 陸	0.95%
株式会社S B I証券	1.30%	株式会社S B I証券	0.88%

橋本 順治	1.15%	橋本 順治	0.78%
エコ・キャピタル合同会社	1.15%	エコ・キャピタル合同会社	0.77%

(注) 1. 募集前の持株比率は、2025年3月31日現在における発行済株式総数を基準とし、募集後の持株比率は 2025年3月31日現在における発行済株式総数に本新株式の総数(2,232,100株)及び本新株予約権の割当予定先に割り当てられる本新株予約権合計100,805個の目的となる株式数(合計10,080,500株)を加味して算出しております。

2. 割当予定先の Seacastle Singapore Pte.Ltd は、本新株予約権の行使によって取得する株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率には記載しておりません。
3. 2025年3月31日現在の株主名簿を基準とし、2025年7月17日までに提出された大量保有報告書並びに変更報告書の内容を反映させ、記載をしております。

8. 今後の見通し

本件による当社業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後、業績見通しが判明次第、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社が本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,232,100株(議決権数22,321個)及び10,080,500株(議決権数100,805個)の合計12,312,600株(議決権数123,126個)となり、2025年3月31日現在の発行済株式総数10,803,600株(議決権数107,290個)に対して、本新株式の発行により20.66%(議決権比率20.80%)、本新株予約権の発行により93.31%(議決権比率93.96%)の合計113.97%(議決権比率114.76%)の希薄化となり、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前述のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、当社グループの事業資金並びに運転資金に充当する予定であり、これらは持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を実現するためには、必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると当社取締役会においても判断しております。

また、当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行による希薄化を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である大谷龍生(日比谷見附法律事務所 弁護士)、市橋卓氏(当社社外監査等委員 弁護士)、杉原悠介氏(当社社外監査等委員 弁護士)、大原多鶴氏(当社社外監査等委員 公認会計士)の4名によって構成される第三者委員会(以下、「本第三者委員会」といいます。))に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2025年7月16日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

(意見の概要)

第1 結論

本第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

第2 結論に至る理由

1 資金調達必要性

(1) 貴社の状況

貴社は、ヘルスケアソリューション事業、地球環境ソリューション事業を主な事業として取り組んでいる。

貴社は、新規事業として、ヘルスケアソリューション事業では、2024年10月より、医療経営管理システム「ONE Viewer」と支払代行サービス「ONE Payment」の販売を開始しており、また、地球環境ソリューション事業では、貴社と販売代理店契約を締結しているマッハコーポレーション株式会社製の耐放射線カメラの販売台数増大や、貴社と独占販売代理店契約を締結している一般社団法人新生福島先端技術振興機構のトリチウム連続計測器の実証化に向けた取り組みをしている。また、貴社は、既存事業として、地球環境ソリューション事業では、GEOソリューション分野において、既存取引先と親和性の高い新たな商材として、株式会社マップフォーが開発した、低コストで高精度な地図作成を行うことが可能な3次元データ計測システム「SEAMS」の販売を開始している。さらに、貴社は、既存事業のうち、将来の事業進捗等を鑑みて、手元資金も考慮した検証と見直しを行っており、現在の経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないと判断されるものについては、撤退や事業売却も視野に入れて検討を進める予定である。しかし、いずれについても、いまだ貴社の収益力を安定化させる状況に至っているとはいえない状況にある。

また、貴社は、2019年9月期以降、継続して営業損失を計上しており、2023年9月期には、営業損失661,782千円、当期純損失659,130千円を、2024年9月期には、営業損失844,815千円、当期純損失889,625千円を計上している。当期(2025年9月期)の2025年3月31日時点の半期においても、依然として営業損失160,132千円、中間純損失249,017千円を計上している一方、現預金残高は291,593千円、有利子負債残高11,200千円である。こうした状況から、貴社においては、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような財務状況が依然として存在している。

このように、貴社では、事業の選択と集中を意識して既存事業に経営資源を集中させつつ、新規事業による収益の拡大を模索しているところではあるが、これによる収益によって貴社の収益力の安定化はもちろん、運転資金の確保自体も確実にできているとはいえず、財務体質及び資金繰りに不安定な状況が継続している状況にある。

このような状況下において、貴社が、資金調達を行うことなく、既存事業や新規事業を推進し、財務状況を健全化させる体制を構築することは極めて困難であるといえる。

(2) 小括

したがって、貴社は、運転資金を確保しつつ、収益力を安定化させるための事業資金を確保し、財務状況を健全化させるために新たな資金調達を行う必要性が極めて高いというべきである。

よって、当委員会として検討した結果、本第三者割当に関する貴社の説明に不合理な点は見当たらず、本第三者割当による資金調達は、貴社にとって必要であると認められる。

2 本第三者割当の相当性

(1) 他の手法との比較

ア まず、そもそも、銀行借入等の間接金融による資金調達については、現状の貴社の財務状況では、金融機関等からの間接金融によって貴社の資金需要に応じた資金調達を実施することは困難であると考えられる。

また、間接金融による資金調達は、一時的に資金を調達できる反面、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性指標が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があるものであり、間接金融による資金調達は相当ではないと思料される。

イ 次に、直接金融による資金調達に関し、株主割当増資の方法については、既存株主の参

加率が不透明であり、全ての株主等から資金を調達することは容易ではない。

また、公募増資の方法については、一般投資家の参加率が不透明であり、調達金額が不透明となるおそれがある。また、貴社の必要資金の調達規模と現在の貴社の経営成績、株価動向、株式流動性等から引受証券会社を見つけることは困難であるという貴社の説明が不合理であるとはいえない。さらに、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して本第三者割当と比べて株価への影響が大きくなる可能性がある。

そのため、株主割当及び公募増資の方法では、貴社が希望し、かつ必要性の認められる資金調達の方法として相当ではないと考えられる。

ウ 一方で、本第三者割当は、協議を経た上での特定の第三者への割当であるため、資金調達の実現性が比較的高い。

また、本第三者割当は、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせたスキームである。そのため、本新株式を発行することにより、迅速かつ確実に、運転資金を確保しつつ、事業の維持及び成長を図るとともに財務体質の強化を図るための一定額を調達することができる。その上で、本新株予約権の発行は、割当予定先の要請と協議に基づき、割当予定先が貴社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮されたものであり、また、貴社及び貴社既存株主としても、資金調達を全て新株式により行う場合に比べて、希薄化が段階的に進む点において一定の配慮がなされているものといえる。

エ 以上から、本第三者割当による資金調達は、他の手法と比較しても、相当であると認められる。

(2) 資金使途の合理性（増資金額の妥当性）

ア ①貴社の運転資金について

上記のとおり、貴社の直近の財務状況は、2024年9月期には、営業損失844,815千円、当期純損失889,625千円を計上している。当期（2025年9月期）の2025年3月31日時点の半期においても、依然として営業損失160,132千円、中間純損失249,017千円を計上している一方、現預金残高は291,593千円、有利子負債残高11,200千円である。

また、上記のとおり、貴社では、事業の選択と集中を意識して既存事業に経営資源を集中させつつ、新規事業による収益の拡大を模索しているところではあるが、これによる収益によって貴社の収益力の安定化はもちろん、運転資金の確保自体も確実にできているとはいえない。

したがって、本新株式の発行により調達する資金500百万円、並びに本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金のうち200百万円を、貴社の販売費及び一般管理費（人件費、本社家賃、システム改修費等）に必要な運転資金に充当することは合理的であると認められる。

イ ②ヘルスケアソリューション関連システム開発資金について

貴社の説明によれば、貴社は、経営状況のリアルタイムでの把握が困難であり、人的なリソースにも限界がある医療機関に対し、貴社が開発し、2024年10月より販売開始した医療機関向け経営管理システム(ONE Viewer)により、レセプト請求データと会計データを連携させることによって、経営管理体制の見える化を実現させ、また、タイムリーに経営管理体制を把握できるようになったところ、貴社は、医療機関の健全経営に役立つシステムやサービスを提供するため、医療経営管理システム(ONE Viewer)に纏わるシステムである医療機関向け物流管理システム(SPD)について、2025年中を目標として開発を行う予定であるとのことである。

また、貴社は、収入源である治療費収入の多くを占める保険診療の入金時期のタイムラグがあることから資金繰りが困難な状況にある医療機関に対し、貴社が開発した医療機関向け経営管理システムにより、医療機関の経営管理を実現するだけでなく資金繰りの手助けとなる医療経営支援にも着目し、医療用商材の資金の流動加速化を実現するとのことである。

さらに、貴社の主軸である医療画像データシステム(PACS)及び放射線部門情報システム(RIS)は、オンプレミスによるシステムが主要になっているが、今後、政府の指針により推進されていることからクラウドを推進し、更に利便性を向上させて売上拡大を目指す

すとのことである。

そして、当該開発等の資金として 164 百万円が予定されているとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、当該開発等について発注先及びが具体的に見込まれている。

したがって、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金のうち 140 百万円を、当該開発等の資金に充当することは合理的であると認められる。

ウ ③アリストゴラ VC イスラエル・テクノロジーL.P. (ファンド) への出資資金について

貴社の説明によれば、貴社は、2023 年 1 月 31 日にアリストゴラ VC イスラエル・テクノロジーL.P. (ファンド) (以下、「本ファンド」といいます。)と出資契約を締結したところ、本ファンドはキャピタルコール方式をとっており、貴社の出資コミットは3,000,000 米ドルである中、貴社はこれまでに 1,980,000 米ドルを出資しているとのことである。

本ファンドは主としてイスラエルのスタートアップ企業(医療、企業向けソフトウェア、E コマース、AI 関連企業等)と日本企業との連携ニーズ拡大を背景に、イスラエルの先端テクノロジー(医療技術、サイバーセキュリティ、AI 等)に投資を行うケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドである。貴社は本ファンドに出資することで、本ファンドの出資先・出資候補先だけでなく、本ファンドのジェネラル・パートナーが接した全ての企業の情報を効率的かつ費用をかけずに得られることになり、さらに必要に応じて、その中から貴社グループの事業領域であるヘルスケア事業において、適合する優良な企業との協業検討が可能になる。一方で、仮にこれらの情報を現地に駐在員事務所を開設して収集しようとするれば、毎年数千万円単位で費用が発生するとのことである。

本ファンドのキャピタルコールの未実行額 1,020,000 米ドルの実行時期については未定だが、これまでのキャピタルコールの実績(金額と期間)を考慮すると、今後約 2 年間で実行される可能性があり、その時期が 2025 年 8 月から 2027 年 8 月と見込まれているため、これに対する追加の出資を行なうとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、当該追加出資について金額が具体的に見込まれている。

したがって、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金のうち 160 百万円(1,020,000 米ドル)を、当該追加出資の資金に充当することは合理的であると認められる。

エ ④原子力産業関連分野開発資金について

貴社の説明によれば、東京電力ホールディングス株式会社(以下、「東京電力」といいます。)が ALPS 処理水に関して公募している「多核種除去設備等で浄化処理した水からトリチウムを分離する技術」に関し、貴社は、創イノベーション株式会社及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と当該公募に取り組んでいるところ、東京電力から、貴社との「フィージビリティスタディ」(具体的な条件を踏まえた実地適合性の検証)を開始するとの連絡を受けたことから、今後、「フィージビリティスタディ」に本格的かつ継続に取り組むための開発資金を要するとのことである。

また、貴社と独占販売代理店契約を締結している一般社団法人新生福島先端技術振興機構(本社:福島県安達郡大玉村大山字東 78、代表理事 齋藤 雄一郎 以下、「新生福島」といいます。)は、これまで ALPS 処理水中に含まれているトリチウム計測の技術開発を継続し、昨年、個体シンチレータを利用したトリチウム連続計測器(以下、「本システム」といいます。)の開発に成功した。本システムはトリチウム以外の β 線核種の計測も可能であり、今後も他核種の連続計測器の開発を続けていく予定である。そこで、貴社は、ALPS 処理水の安心・安全を確保するためには、本システムが必要であると考えており、新生福島が開発・製造した本システムの販売を前提とし、本システムの実証機(試作で製造されているものとなり、ALPS 汚染水の海洋放出基準 6 万 Bq/L のスクリーニング装置)を 1 台約 320 百万円で製造し、海水に耐えうる配管などの制作設置などのスペック向上を目指し実用化させ、販売に繋げる予定であり、これにより、この先端技術を国内のみならず国外にも広く提案及び提供していくことで、放射線管理や環境保護のニーズに応え、より持続可能な社会の実現に貢献することができるといえる。そして、本システムの開発資金とし

て300百万円(着手金、中間金、納品時の三分割を想定)が予定されているとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、当該開発について発注先及び発注金額が具体的に見込まれている。

したがって、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金のうち300百万円を、当該開発等の資金に充当することは合理的であると認められる。

オ ⑤M&A資金について

貴社の説明によれば、貴社は、現在のプロダクト(医療画像データシステム PACS 及び経営管理システム ONE Viewer)を最大限に有効活用し、事業シナジーの拡大に向けて、積極的なM&Aを推進するとのことである。すなわち、貴社は、ヘルスケアソリューション事業分野で画像データシステムの開発、経営状態を可視化するシステムの開発などの自社においてシステムを開発してきた強みがあると考えており、より強固なものとするべく物流関連業界などの他業界にも精通したシステム開発会社の買収、主力のヘルスケアソリューション事業の取扱い品目を増やし、貴社取引先への新たな商材の販売促進を行うべく医療機器販売卸事業者等の買収を進めるとのことである。

候補先のソーシングについては初期的には貴社役員陣の人的つながりを優先的に検討しているが、必要に応じては仲介会社の利用も検討しており、現時点で決定した案件はないものの具体的に検討を進めている買収候補が2～3社程度あり、各社につき総額5億円～10億円の買収を想定しているとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、当該検討については複数の案件毎に対象企業及び金額が具体的に見込まれている。

また、M&Aは案件の発生タイミングが不確実であるため、即応可能な資金をあらかじめ確保しておくことが重要であり、また、資金を事前に有していることで、競合他社に先駆けた交渉や買収対象企業・金融機関等からの信頼獲得にもつながり、結果として案件成約の可能性を高める効果が期待され、さらに、案件の検討段階においても、デューデリジェンス費用、外部専門家(FA や弁護士)への報酬、社内体制整備費用など、初期投資が必要となるため、現時点での資金調達が必要であるとの貴社の説明についても、不自然、不合理な点は見当たらない。

したがって、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使により調達する資金のうち1,713百万円を、当該M&Aの資金に充当することは合理的であると認められる。

カ 小括

よって、各資金使途は合理的なものであると認められる。

なお、本第三者割当により調達する資金のうちその余の18,756,567円は、その発行に要する諸費用に充当されとのことであり、この点で不合理であるとは認められない。

(3) 割当予定先の相当性

ア GFA 株式会社について

本新株及び本新株予約権の割当予定先であるGFA株式会社(以下、「GFA」といいます。)は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、金融サービス事業などを行っている。

GFA を割当予定先として選定した経緯については、貴社取引先である東京フィナンシャル・アドバイザーズ(所在地:東京都千代田区永田町一丁目11番28号)の代表取締役である能勢元氏の紹介により、2024年8月にGFAの当時の代表取締役で、現在の専務取締役である片田朋希氏(以下、「片田氏」といいます。)の紹介を受け、2024年10月に貴社代表取締役である川倉歩氏(以下、「川倉氏」といいます。)が片田氏と面談した上、2025年1月に貴社が片田氏に対し新株式及び新株予約権の引受に係る打診を行い、その後、数度の電話等による話し合いを経て、貴社の資金ニーズや成長戦略について片田氏の理解を得た上で、2025年2月に片田氏から、新株式及び新株予約権の発行による資金調達について応諾を得たとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

GFAの保有方針については、同社は、本第三者割当について基本的に純投資を目的としているとのことであり、本第三者割当により受けることとなる貴社普通株式について、保有期間は短期であるが、市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売

却する方針である旨を、川倉氏が片田氏から口頭で確認しているとのことである。また、貴社は、GFA から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を貴社に対して書面により報告すること、貴社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を払込期日までに取得する予定であるとのことである。そのため、GFA を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

GFA が反社会的勢力等に該当するかについては、貴社は、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役 小坂橋仁。以下、「リスクプロ」といいます。)に調査を依頼し、同社から、GFA、その役員、関係企業、その役員、法人組合員役員について、反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されなかった旨の調査報告書を受領している。また、GFA は、2025年7月4日付のコーポレートガバナンス報告書「IV内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。また、新規取引先については、原則として日経テレコンを用いて情報収集を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。」と記載して公表している。さらに、貴社は、GFA が「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることをGFA からのヒアリング等により確認しているとのことである。

以上から、GFA は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

イ Seacastle Singapore Pte.Ltd について

本新株予約権の割当予定先である Seacastle Singapore Pte.Ltd (以下、「Seacastle 社」といいます。)は、海運業やファイナンス業を行っているシンガポール法人である。

Seacastle 社は、これまで日本上場企業への投資、資金調達に寄与した実績があることである。また、GFA にも投資した実績があり、具体的には、2023年12月28日付で発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)並びに行使価額修正条項付き第12回新株予約権及び第14回新株予約権発行の引受先であり、また、2025年1月8日開催の取締役会決議に基づく第三者割当により発行した新株式及び、第16回新株予約権及び第17回新株予約権の割当先として、既に引受及び払込実績を有しているとのことである。

Seacastle 社を割当予定先として選定した経緯については、GFA の片田氏が2025年1月上旬にファンドマネージャーである Tang 氏と調整し、同年2月に GFA からの紹介により Tang 氏と貴社とが接点を持つようになり、同年2月上旬に Tang 氏が国外にいることから ZOOM によるミーティングを行い、貴社の経営方針・経営戦略、貴社事業の将来性、貴社の資金ニーズや成長戦略について Tang 氏の理解を得た上で、同年2月中旬に Tang 氏の賛同を得て、新株予約権の引受の承諾を得たとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

Seacastle 社の保有方針については、同社は、本第三者割当について純投資を目的としており、本新株予約権の行使により受けることとなる貴社普通株式について、保有期間は短期であるが、市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針である旨を、川倉氏が Seacastle 社の代表取締役である Tang 氏から ZOOM によるミーティングで口頭により確認しているとのことである。そのため、Seacastle 社を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

Seacastle 社が反社会的勢力等に該当するかについては、貴社は、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロに調査を依頼し、同社から、Seacastle 社、その役員、関係企業、その役員等について、反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されなかった旨の調査報告書を受領している。一方で、Seacastle Asset Management Pte.Ltd. が運用を行うファンドにおいての出資者については、ファンド側の守秘義務契約により非開示であるため、把握できていないが、出資者が反社会勢力でない旨は、ファンド独自のコンプライアンス

にて確認をしており、その結果を経てシンガポールの金融庁に登録をしているとのことである。そこで、貴社は、これらの結果についての確認書を株式会社東京証券取引所に提出しているとのことである。

以上から、Seacastle 社は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

(4) 払込みの確実性

ア GFA について

GFA から提出を受けた 2025 年 7 月 16 日時点の同社名義の各銀行口座の入出金明細の写しによれば、同社は同日時点で預金残高 832 百万円を保有している。このうち 430 百万円については、GFA を当事者とする各金銭消費貸借契約書の写しによれば、借入金であり、貸主はバイオセラミック株式会社（以下、「バイオ」といいます。）であり、バイオが GFA の株式について株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する旨の条項は存在しない。また、GFA とバイオとの関係については、GFA の片田氏の説明によれば、片田氏は GFA の代表取締役就任する以前は複数の証券会社に所属しており、当時の顧客の 1 人がバイオの代表取締役である櫻井氏であったところ、片田氏は、櫻井氏に対し、2025 年 5 月初旬頃に別案件でミーティングをした際、第三者割当増資の引き受けに関して相談したところ、櫻井氏より、引き受けではなく 1 年程度の短期間の貸付が可能という内容で回答を受領していた上、今回改めて櫻井氏に対し借入について打診したところ、櫻井氏から快諾を得て、バイオから借入を受けたとのことである。当該説明に不自然な点は見当たらない。

そのため、GFA において本新株式の引受け及び本新株予約権の発行に要する全額の資金が確保されている。一方で、本新株予約権の行使に係る資金の全ては確保されていないが、上記のとおり、同社は、本第三者割当により受けることとなる貴社普通株式について、短期間での売却を目標としているところ、その売却代金により当該資金を確保する意向である旨を片田氏より口頭にて確認しているとのことであり、当該方針につき不自然な点は見当たらない。

イ Seacastle 社について

Seacastle 社から提出を受けた 2025 年 7 月 8 日時点の同社名義の銀行口座情報の写しによれば、同社は預金残高 189 百万円（一部日本円換算）を保有している。

なお、Seacastle 社における運用資金は流動性が高く、本新株予約権の発行に際して、また本新株予約権の行使にあたっても即時に動かせる運用資金であることをファンドマネージャーである Tang 氏より確認しているとのことである。

以上のとおり、Seacastle 社において本新株予約権の発行に要する金額の資金が確保されている一方で、その行使に係る資金の全てには足りないが、上記のとおり、同社は、本第三者割当により受けることとなる貴社普通株式について、短期間での売却を目標としているところ、その売却代金により当該資金を確保して権利行使を繰り返す方針である旨を、川倉氏が Seacastle 社の代表取締役である Tang 氏から口頭により確認しているとのことであり、当該方針につき不自然な点は見当たらない。

ウ 小括

したがって、割当予定先である GFA 及び Seacastle 社から提出された資料、及び貴社が当該二者に対して行った確認内容により、本新株式及び本新株予約権における払込みに必要な資金を拠出できる十分な預金が存在することが確認されているものであり、当該払込みについては問題ないものと思料される。

(5) 発行条件の相当性

ア 本新株式の発行金額について

本新株式の発行金額は、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2025 年 7 月 16 日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における貴社株式の終値 248 円を基準とし、そこから 9.68%ディスカウントした 224 円とされている。

この点に関し、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下、「日証協指針」といいます。）によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議

の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。」とされているところ、上記発行価額の算定にあたっては直前日の終値が基準とされており、日証協指針に適合しているのであるから、当該基準に不合理な点は認められない。

また、発行価額のディスカウント率を 9.67%とした経緯については、貴社が 2019 年 9 月期以降、継続して営業損失を計上しており、2023 年 9 月期には、営業損失 661,782 千円、当期純損失 659,130 千円を、2024 年 9 月期には、営業損失 844,815 千円、当期純損失 889,625 千円を計上し、当期（2025 年 9 月期）の同年 3 月 31 日時点の半期においても引き続き、営業損失 160,132 千円、中間純損失 249,017 千円を計上する結果となったこと、さらにこのような状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況が存在していることを勘案し、割当予定先からの発行価額における 10%程度のディスカウントの打診を受け、日証協指針に準拠する 10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとのことである。かかる経緯や日証協指針に適合していることからすれば、当該ディスカウント率に不合理な点は認められない。

したがって、本新株式の発行における発行価額は相当なものと認められる。

イ 本新株予約権の発行価額及び行使価額について

本新株予約権の発行価額（新株予約権 1 個当たり 322 円。なお、新株予約権 1 個につき 100 株。）について、貴社は、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（所在地：東京都港区西麻布三丁目 19 番 13 号、代表者：代表取締役 三平慎吾）（以下、「エースター」といいます。）に依頼し、本新株予約権の公正価値査定書を取得したところ、同社は、貴社の株価 248 円（2025 年 7 月 16 日の終値）、行使価額（248 円）、リスクフリーレート（0.844%）、市場リスクプレミアム（9.0%）、ボラティリティ（42.48%）、対指数 β （1.097）、クレジット・コスト（22.86%）及び 1 営業日当たりの売却可能株式数 21,590 株（2022 年 7 月 17 日から 2025 年 7 月 16 日までの日次売買高の中央値 215,900 株の 10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2025 年 8 月 5 日から 2028 年 8 月 4 日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた結果、2025 年 7 月 16 日を算定基準日とする本新株予約権 1 個当たりの合理的な公正価値評価額を 322 円（1 株当たり 3.22 円）と算定した。当該算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるエースターが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある上記前提等を考慮して、新株予約権の公正価値評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いていることから、当該算定の結果は合理的な公正価格と考えられる。なお、エースターは、本新株予約権に係る有価証券届出書の作成支援を行っているものの、貴社と継続的な取引関係にはないことから、貴社経営陣からの一定程度の独立性を損なうものではないといえる。

本新株予約権の行使価額（1 株当たり 248 円）については、東京証券取引所における本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（2025 年 7 月 16 日）の貴社普通株式の終値と同額であり、同日までの 1 か月間の終値平均値 265.14 円に対して 6.46%のディスカウント、同 3 か月間の終値平均値 243.52 円に対して 1.84 %のプレミアム、同 6 か月間の終値平均値 258.93 円に対して 4.22%のディスカウントとなっている。この点に関し、日証協指針によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされているところ、上記行使価額は、取締役会決議日の直前日の終値と同額されている上、同日までの適当な期間における各平均値との関係でも、内 1 つがプレミアムとなっており、残 2 つのディスカウントも 10%以内に留まり、当該指針に適合している。ま

た、貴社の財務状況は、当期（2025年9月期）の2025年3月31日時点の半期においても、営業損失160,132千円、中間純損失249,017千円であり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような財務状況が依然として存在していることからすれば、相応の率をディスカウントすることはやむを得ない面がある。そのため、当該行使価額が不合理であるとは認められない。

以上から、本新株予約権の発行価額及び行使価額は発行条件として相当であると認められる。

(6) 既存株主への影響

上記のとおり、本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式に係る議決権数は、それぞれ議決権数 22,321 個（2,232,100 株）及び議決権数 100,805 個（10,080,500 株）の合計議決権数 123,126 個（12,312,600 株）となり、本日現在の発行済株式に係る議決権数 107,290 個（10,803,600 株（自己株式を含む））に対して、本新株式の発行により議決権比率 20.80%、本新株予約権の発行により議決権比率 93.96%の合計議決権比率 114.76%の希薄化となる。

このように、株式が希薄化すること自体は、既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。

しかしながら、本第三者割当は、上記のとおり、いずれも相当な発行価額で行われるものであって既存株主への経済的な損失を伴うものではない。また、上記のとおり、本第三者割当により調達した資金を課徴金の支払い、運転資金等という用途に充てることにより、貴社におけるキャッシュ・フローの状況改善・資金繰りへの懸念を解消しつつ、貴社企業価値の向上のための資金に充てることにより、財政基盤の安定化や貴社企業価値の向上に資する可能性があるものといえる。

また、本新株式の発行及び本新株予約権の全てが行使された場合の最大交付株式数 12,312,600 株を行使期間である3年間（245日／年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量は、16,752 株となり、貴社株式の過去6か月間における1日当たりの平均出来高 376,233 株の 4.45%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、貴社の株価に影響を与えるおそれがあるものの、貴社は、割当予定先から、市場に過度な影響がないよう市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを書面にて確認しているとのことである。そうであるとすれば、本第三者割当が及ぼす株価への影響は限定的となるよう、割当予定先からも配慮されているものと思料される。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、貴社株式の流動性向上に資することも期待できるといえる。

そのため、本第三者割当は、それに伴う希薄化を考慮しても、既存株主にも十分な利益をもたらすことができる可能性があることから、本第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模が不合理なものではない。

したがって、希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当は既存株式の価値を維持し向上するために有効な手段であり、かつ、適切な手続きを踏んだ上で実施される予定であることから、相当性を有すると考える。

(7) 小括

以上のような点を踏まえ、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当という資金調達手段は、相当であると認められる。

3 結語

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当による資金調達は、必要性、相当性いずれも認められる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
売上高	3,301 百万円	2,975 百万円	1,563 百万円
営業利益	△304 百万円	△681 百万円	△844 百万円

経 常 利 益	△359 百万円	△709 百万円	△865 百万円
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	△493 百万円	△643 百万円	△889 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△48.12 円	△59.98 円	△82.92 円
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	211.88 円	151.90 円	68.56 円

注) 2022 年 9 月期、2023 年 9 月期は連結財務諸表を作成していますが、それ以降は作成をしていないため、上記では個別（非連結）での経営指標を掲載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式 数に 対する比率
発行済株式数	10,803,600 株	100.0%
現時点での転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2022 年 9 月期	2023 年 9 月期	2024 年 9 月期
始値	761 円	752 円	623 円
高値	994 円	922 円	961 円
安値	502 円	576 円	645 円
終値	762 円	633 円	140 円

② 最近 6 か月間の状況

	2025 2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始値	279 円	281 円	262 円	231 円	240 円	277 円
高値	315 円	311 円	282 円	255 円	282 円	285 円
安値	262 円	263 円	185 円	208 円	277 円	242 円
終値	276 円	263 円	234 円	242 円	275 円	248 円

※2025 年 7 月の株価は、2025 年 7 月 16 日までの数値を記載しています。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025 年 7 月 16 日
始値	244 円
高値	251 円
安値	242 円
終値	248 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①2022 年 8 月 25 日開示による第三者割当による新株式の発行

払込期日	2022 年 9 月 12 日
調達資金の額	306,500,000 円
発行価額	1 株につき 613 円
募集時における	500,000 株

発行済株式数	
当該募集における発行済株式数	10,303,600 株
割当先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 400,000 株 MAP246 Segregated Portfolio 100,000 株
当初の資金使途	①トリチウム分離技術開発事業：1,000 百万円 ②最先端テクノロジー企業への投資及び海外での販売による新たな市場創造事業：800 百万円 ③シーメンスヘルスケア社との最先端医療用車両に関わる協同事業：1,000 百万円 ④在庫仕入資金：258 百万円 ※第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権の資金使途も含めた資金使途となっております。
支出予定時期	①2022 年 10 月～2023 年 11 月 ②2022 年 9 月～2025 年 8 月 ③2023 年 3 月～2024 年 3 月 ④2022 年 9 月～2022 年 11 月
現時点における充当状況	①トリチウム分離技術開発事業：0 円 ②最先端テクノロジー企業への投資及び海外での販売による新たな市場創造事業：49 百万円 ③シーメンスヘルスケア社との最先端医療用車両に関わる協同事業：0 円 ④在庫仕入資金：258 百万円

②第三者割当による第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権の発行

払込期日	2022 年 9 月 12 日
発行新株予約権数	30,000 個 第 11 回新株予約権：15,000 個 第 12 回新株予約権：15,000 個
発行価額	総額 23,775,000 円 第 11 回新株予約権：11,475,000 円 (第 11 回新株予約権 1 個当たり 765 円) 第 12 回新株予約権：12,300,000 円 (第 12 回新株予約権 1 個当たり 820 円)
発行時における調達予定資金の額	3,058,035,868 円
割当先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 第 11 回新株予約権：12,000 個 第 12 回新株予約権：12,000 個 MAP246 Segregated Portfolio 第 11 回新株予約権：3,000 個 第 12 回新株予約権：3,000 個
募集時における発行済株式数	10,303,600 株

当該募集による潜在株式数	3,000,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）
現時点における行使状況	0 株
現時点における調達した資金の額	0 円
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	①トリチウム分離技術開発事業：1,000 百万円 ②最先端テクノロジー企業への投資及び海外での販売による新たな市場創造事業：800 百万円 ③シーメンスヘルスケア社との最先端医療用車両に関わる協同事業：1,000 百万円 ④在庫仕入資金：258 百万円 ※新株式発行の資金使途も含めた資金使途となっております。
支出予定時期	①2022 年 10 月～2023 年 11 月 ②2022 年 9 月～2025 年 8 月 ③2023 年 3 月～2024 年 3 月 ④2022 年 9 月～2022 年 11 月
現時点における充当状況	行使されないまま期限が到来したため充当はありません。

Ⅱ. その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動（予定）

1. 異動が生じる経緯

前述のとおり、本第三者割当に伴い、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれます。

2. 異動予定日

2025年8月4日（予定）

3. 新たに主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

G F A株式会社の概要については、「Ⅰ. 第三者割当による新株式及び第14回新株予約権 6. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」をご参照ください。

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

G F A株式会社

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異 動 前 (2024年9月30 日現在)	—	—	—	—
異 動 後	主要株主及び主要 株主である 筆頭株主	22,321 個 (2,232,100 株)	17.23%	第1位

(注) 1. 異動前の議決権所有割合は、総株主の議決権の数である107,290個に対する所有議決権割合を記載しております。

2. 異動後の議決権所有割合は、異動前の総株主の議決権の数である107,290個に、本第三者割当増資による新株式発行により増加する議決権の数22,321個を加算した議決権の数129,558個を基準に算出しております。

3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を四捨五入して算出しております。

5. 今後の見通し

今後の見通しについては、「Ⅰ. 第三者割当による新株式及び第14回新株予約権 8. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上

(別紙)

**株式会社イメージワン
募集株式の発行要項**

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 募集株式の種類 | 当社普通株式 2,232,100 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 224 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 499,990,400 円 |
| 4. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 249,995,200 円
資本準備金 金 249,995,200 円 |
| 5. 申込日 | 2025 年 8 月 4 日 |
| 6. 払込期日 | 2025 年 8 月 4 日 |
| 7. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 8. 割当先及び割当株式数 | G F A株式会社 2,232,100 株 |
| 9. 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 新宿通支店 |
| 10. その他 | 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生
を条件とする。 |

(別紙)

**株式会社イメージワン
第 14 回新株予約権発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社イメージワン第 14 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,532,423,210 円
3. 申込期日 2025 年 8 月 4 日
4. 割当日及び払込期日 2025 年 8 月 4 日
5. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、以下の個数をそれぞれに割り当てる。
Seacastle Singapore Pte.Ltd 70,564 個
G F A株式会社 30,241 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 10,080,500 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 100,805 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 322 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」といいます。）は、金 248 円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日以降又は無償割当ての場合は効力発生日）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- ⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \left(\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 ①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2025年8月5日から2028年8月4日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」といいます。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称します。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、

株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称します。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
発行事項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 新株予約権の譲渡制限

会社法第 236 条第 1 項第 6 号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、新株予約権の目的となる株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿通支店

東京都新宿区新宿三丁目 14 番 5 号

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 322 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、248 円とした。

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取り扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上